

# 太田市介護用車両購入費補助事業実施要綱

令和 6 年 4 月 1 日(一部改正)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、要介護者の生活の質の向上及び介護家族の負担の軽減を図るため、要介護者を同乗させて使用する車椅子仕様車両(以下「介護用車両」という。)を新規に購入し、要介護者を同乗させて使用する車両を介護用車両に改造し、又は介護用車両に改造済みの中古車(以下「改造済中古車」という。)を購入する場合に、当該車両の改造費に対して太田市介護用車両購入補助金(以下第 3 条第 2 項を除き「補助金」という。)を交付することに関し太田市補助金等に関する規則(平成17年太田市規則第76号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の実施)

第 2 条 この事業は、市が実施する。

(補助対象者)

第 3 条 この事業による補助金の交付の対象者は、本市に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者であって、次の各号のいずれかに該当する者及びその家族とする。

(1) 介護保険法(平成 9 年法律第123号)に規定する要介護認定又は要支援認定の結果、要介護 3 以上で在宅にて日常的に車椅子等を使用し、又は使用することが見込まれる高齢者で市長が認めたもの又は市長がこれと同程度の状態にあると認めた者であること。

(2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者がいる世帯であって、次のいずれかに該当する者がいる世帯

ア 下肢の障害で身体障害者手帳 1・2 級の者

イ 体幹の障害で身体障害者手帳 1・2 級の者

ウ 下肢及び体幹の重複障害で身体障害者手帳 1・2 級の者

(補助金の制限)

第 4 条 前条の規定にかかわらず、対象者若しくは対象者が属する世帯のほかの世帯員のうちのいずれかの者が市税等を滞納している場合は、市補助金の交付をしない。

(補助対象車両)

第 5 条 この事業の補助対象車両は、次のとおりとする。

(1) 補助対象車両は、主に要介護者のための通院・通所等に利用することを

原則とする。

(2) 補助対象車両は、1世帯1台に限る。

(3) 購入又は改造後6年間は譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、市長が認めた場合はこの限りでない。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、介護用車両の改造に要する経費とする。

(補助金)

第7条 補助率は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その額を切り捨てた額)とし、5万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、改造済中古車を購入する場合における補助金の額については、当該改造済中古車が初年度登録から37月未満であるときは3万円、初年度登録から37月以上であるときは1万5,000円とする。

(補助金の申請)

第8条 この補助金の交付を受けようとする者は、介護用車両(改造済中古車を含む。)を購入する日又は要介護者を同乗させて使用する車両の介護用車両への改造を発注する日までに市長に申請し、認定を受けなければならない。

(補助金の返還)

第9条 市長は、不正の手段により補助を受けた場合等については、補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の太田市介護用車両購入費補助事業実施要綱(平成10年1月1日太田市制定)又は新田町介護用車両購入費補助金交付要綱(平成10年10月1日新田町制定)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付の決定をされた者については、第8条の規定は、同日後もおその効力を有する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日から施行する。